

ありすの杜 障害者相談支援事業所

(R7.2.1現在)

算定している体制加算

加算の名称	加算の概要	算定
機能強化型体制加算Ⅲ	24時間の連絡体制を確保し、基幹相談支援センター等から紹介された支援困難ケース対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施し、協議会等に参画をしている事業所が体制に応じて算定。	○
行動障害支援体制加算Ⅰ	行動障害のある人に対して適切な支援を実施するため、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了した相談支援専門員を配置した上で、該当する強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っている。	○
主任相談支援専門員配置 加算Ⅱ	地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所に対し当該主任相談支援専門員が、当該事業所及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のための指導・助言を実施している。	○
精神障害者支援体制加算Ⅰ	精神科病院に入院している人等に対して地域移行に係る適切な支援を実施するため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置した上で、精神疾患を有する患者であって、重点的な支援を有する者に対して支援を行う病院等の看護師や精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、当該相談支援専門員より指定計画相談支援を行っている。	○
要医療児者支援体制加算Ⅰ	重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な支援を実施するため、所定の研修を修了した相談支援専門員を配置した上で、医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っている。	○